宮城県障害福祉計画（第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画）について

令和８年１１月２７日
宮城県障害福祉課

１　計画の概要

○障害者総合支援法・児童福祉法の規定により、県と市町村が策定しなければならない障害者・障害児福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画
○現行の第７期計画の計画期間が令和６～８年度であるため、今年度中に第８期計画を策定する

宮城県障害福祉計画の概要

名　　称	宮城県障害福祉計画
根拠規定	障害者総合支援法第８９条 児童福祉法３３条の２２
性　　格	障害福祉サービスの提供体制の確保・業務の円滑な実施に関する計画 （目標・指標集のイメージ）
期　　間	令和９～１１年度（３年間） 基本は３年間、任意設定も可
策　　定	国の基本指針（※）に即し、市町村の障害福祉計画達成のため、広域的見地から策定
意見反映	・障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない ・障害者自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならない

※　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

２　県計画で定める内容（法及び基本指針で規定）

内容		策定義務
1	計画の基本的理念等	盛り込むことが望ましい
2	区域の設定	盛り込むことが望ましい
3	提供体制の確保に係る目標（成果目標・活動指標）	定めなければならない ※活動指標は「定めるよう努めなければならない」ものもあり
4-1	支援の種類ごとの必要な量の見込み	定めなければならない
4-2	必要な見込み量の確保のための方策	定めるよう努めなければならない
5	圏域単位を標準とした指定障害福祉サービス及び指定通所支援等の見通し及び計画的な基盤整備の方策	盛り込むことが望ましい
6	各年度の指定障害者施設及び指定障害児施設等の必要入所定員総数	定めなければならない
7	地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項	定めなければならない
8	人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項	定めるよう努めなければならない ※一部「定めなければならない」ものもあり
9	関係機関との連携に関する事項	定めるよう努めなければならない
10	障害福祉計画等の期間	盛り込むことが望ましい
11	障害福祉計画等の達成状況の点検及び評価	盛り込むことが望ましい

３　計画策定の進め方

○障害福祉計画と障害児福祉計画を一体の計画として策定する
○市町村計画との整合性を図りつつ、以下のプロセスに基づき策定作業に取り組む

宮城県障害福祉計画の策定プロセス

R8.3.31	基本指針改正
	第１回施策協（8/25）、第１回自立協(9/1) 第７期計画の進捗、基本指針改正の概要、県計画の成果目標設定方針
	第２回自立協（11/10）、第２回施策協（11/19） 県計画の中間案
R8.11.27～12.26	県計画中間案に関するパブリックコメント
R9.2	第３回施策協、第３回自立協 県計画最終案
R9.3	次期計画策定

※随時、市町村計画における成果目標・活動指標（暫定値、最終値）の調査を行う

４　宮城県障害福祉計画の概要

- 基本的事項
  - 計画策定の根拠及び趣旨、基本理念、策定の目的、区域の設定、計画期間など
- 提供体制の確保に係る目標
  - (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行
  - (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - (3) 福祉施設から一般就労への移行等
  - (4) 障害児支援の提供体制の整備等
  - (5) 地域生活支援の充実
  - (6) 相談支援体制の充実・強化等
  - (7) 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上
  - (8) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 支援の種類ごとの見込量及びその見込量の確保のための方策
  - (1) 障害福祉サービス等の実施に関する考え方
  - (2) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み
    - ①障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の必要な量の見込み、②その他の活動指標
  - (3) 障害福祉サービス等の必要な見込量確保のための方策
- 障害者支援施設等の必要入所定員総数
- 人材確保、ケアの充実のための生産性向上及び経営基盤の確立等に係る取組事項
- 地域生活支援事業等の実施に関する事項